

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (農林水産経営支援課)	一
○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (畜産課)	二
○家畜検査手数料条例施行規則 (河川課)	二
○河川管理規則の一部を改正する規則	五
告 示	
○平成元年宮城県告示第五百四十四号(漁港管理条例に基づく使用料に係る区域の指定)の一部改正 (水産業基盤整備課)	五
○平成十三年宮城県告示第九百五十七号(漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正 (同)	六
○平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定) (同)	六

## 規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二十三号中「第二百三十一条第一項第二十一号」を「第二百三十一条第一項第二十二号」に、「様式第五十九号」を「様式第六十号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十

二号の次に次の一号を加える。

二十三 省令第二百三十一条第一項第二十一号の規定による会計監査人の就任又は退任の届出 農

業協同組合法計監査人就任届(様式第五十九号)

第三条第四項第一号中「様式第六十号」を「様式第六十一号」に改め、同項第二号中「様式第六十一号」を「様式第六十二号」に改め、同項第三号中「様式第六十二号」を「様式第六十三号」に改め、

同項第四号中「様式第六十三号」を「様式第六十四号」に改める。

第四条第一項中「様式第六十四号」を「様式第六十五号」に改め、同条第二項中「様式第六十五号」

を「様式第六十六号」に改める。

第五条中「様式第六十六号」を「様式第六十七号」に改める。

第八条中「様式第六十七号」を「様式第六十八号」に改める。

様式第六十七号を様式第六十八号とし、様式第六十号から様式第六十六号までを一号ずつ繰り下げ

る。

様式第五十九号中「第21条第1項第21号」を「第21条第1項第22号」に改め、同様式を様式第六

十号とし、様式第五十八号の次に次の一様式を加える。

様式第59号 (第3条関係)

農業協同組合会計監査人就退任届

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者氏名

印

当農業協同組合の会計監査人に下記のとおり異動があつたので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第21号の規定により届け出ます。

記

就任・退任の別	氏名又は監査法人名	就退任年月日

(注) 本書には、総会又は総代会議事録抄本を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年宮城県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜検査手数料条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

家畜検査手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、家畜検査手数料条例(平成十八年宮城県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の申請)

第二条 条例第二條第一項各号に掲げる検査(以下「検査」という。)を受けようとする者は、あらかじめ、家畜検査申請書(様式第一号)を家畜保健衛生所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(検査証明)

第三条 条例第二條第二項に規定する証明書(以下「検査証明書」という。)の交付を受けようとする

る者は、あらかじめ、家畜検査証明書交付申請書（様式第二号）を所長に提出しなければならない。  
 2 所長は、前項の申請書の提出を受けたときは、家畜検査証明書（様式第三号）により検査を受けた旨を証明し、当該申請者にこれを交付しなければならない。

（手数料の免除の理由）

第四条 条例第四条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 県の機関が検査又は検査証明書の交付を受けようとするとき。
- 二 県が設置する高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校をいう。）が、検査又は検査証明書の交付を受けようとするとき。
- 三 公益を目的とする団体が、県内畜産業の振興を図るために検査又は検査証明書の交付を受けようとする場合で、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が特別の理由があると認めるとき。

（手数料の免除の申請等）

第五条 条例第四条の規定により手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、あらかじめ、手数料免除申請書（様式第四号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請書の提出を受けたときは、審査の上、その適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

第七第一号（第二条関係）

家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所  
氏 名

家畜検査申請書

下記の家畜について、 の検査（法）を受けたいので、家畜検査手数料条例施行規則第二条の規定により申請します。

記

番号	名号又は個 識別（耳標）番号	品種	性別	生年月日	産地	飼業者氏名	検査目的	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								

※ 「備考」欄には、家畜の移動先や導入元等を記入すること。

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所  
氏 名

家畜検査証明書交付申請書

下記の家畜について、 の検査（ 法）を受けた旨の証明書の交付を受けたいので、家畜検査手数料条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

記

番号	名号又は個体識別（耳標）番号	品種	性別	生年月日	産地	飼養者氏名	検査申請年月日	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								

※ 「備考」欄には、家畜の移動先や導入元等を記入すること。

様式第3号 (第3条関係)

発行番号 第 号									
家 畜 検 査 証 明 書									
申請者 住所 氏 名									
検査の種類									
名号又は個体識別（耳標）番号	品種	性別	生年月日	産地	飼養者氏名	検査年月日	判定年月日	検査成績	備考
上記のとおり、検査を受けたことを証明する。									
年 月 日									
家畜保健衛生所長									

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

家畜保健衛生所長 殿

申請者 住所  
氏名

手数料免除申請書

下記のとおり手数料の全部又は一部の免除を受けたいので、家畜検査手数料条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

記

1 申請事項

(1) 免除を受けようとする手数料の種類

(2) 免除を受けようとする家畜の種類及びその頭数

2 免除を受けようとする理由

※ 「免除を受けようとする手数料の種類」欄には、検査手数料又は証明書の交付手数料の別を記入すること。

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次のただし書を加える。

ただし、法第二十六條第一項の許可を受けた者にあつては、同項の許可に係る工作物の形状、位置等に照らし、許可(登録)済標識の設置が困難又は著しく不適当であると知事が認める場合には、所管の所長に届け出て、許可(登録)済標識に記載すべき事項と同一の事項を記載した標示であつて当該工作物の大きさに応じた適切な大きさのものを当該許可に係る場所又は当該工作物の見やすい箇所に設置することをもって、許可(登録)済標識の設置に代えることができる。

第十一條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十四條の許可に係る占用が一時の場合、法第二十六條第一項の許可に係る工作物が上空に設置された場合その他知事が認める場合には、前項の規定による許可(登録)済標識又は標示の設置を要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百三十号

平成元年宮城県告示第五百四十四号(漁港管理条例に基づく使用料に係る区域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙地区の項中「石巻北上川右岸地区」を「石巻漁港の区域(甲地区に掲げる地区を除く。)」に改める。

丙地区の項中「気仙沼小々汐地区、塩釜越の浦地区」を「気仙沼漁港の区域(甲地区及び乙地区に掲げる地区を除く。)、塩釜漁港の区域(甲地区及び乙地区に掲げる地区を除く。)」に改める。

丁地区の項中「女川小乗向地区、渡波沢田地区、渡波梨木畑地区、渡波祝田地区、渡波佐須地区」

を「女川漁港の区域（甲地区及び丙地区に掲げる地区を除く）、渡波漁港の区域（丙地区に掲げる地区を除く）」に改める。

「宮城県農林水産部水産業基盤整備課」を「宮城県水産林政部水産業基盤整備課」に、「石巻地方振興事務所」を「東部地方振興事務所」に改める。

○宮城県告示第三百三十一号

平成十三年宮城県告示第九百五十七号（漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「（農林水産部水産業基盤整備課）を「（水産林政部水産業基盤整備課）」に、「石巻地方振興事務所」を「東部地方振興事務所」に改める。

○宮城県告示第三百三十二号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「（農林水産部水産業基盤整備課）」を「（水産林政部水産業基盤整備課）」に改める。